

問 題		答 案
主 集 領	主 題	副 題
1. 安心できる介護制度について	（1）介護保険料制度について	
介護保険課	①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げください。 保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	第6次の計画における保険料の設定にあたっては、基金から5億円を取り崩し財源の確保をおこない、介護保険料の上昇が少しでも緩和されるよう措置を講じました。また、所得段階から11段階に細分化し、基準保険料額を抑えることで所得が低い方への配慮も合せておこなったところです。さらに、今年度から公費（国、県、市）により第1段階の基準額に対する負担割合を0.5から0.45と0.05ポイント削減しております。
介護保険課	②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	保険料及び利用料について、現時点では、市単独での拡充については考えておりません。
介護保険課	③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。	補足給付については、福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行なわれることは不公平であることから、介護保険法に基づき判断を行っております。このため、介護保険施設入所者が施設を利用できなくなることは考えておりません。
（2）基盤整備について		第6次小牧市高齢者保健福祉計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、介護が必要になつても出来る限り住み慣れた地域で生活を送り続けられ、介護保険制度が継続して運営していくよう将来を見据え施設等の整備を図つていただきたいと考えております。
介護保険課	★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。 ②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。	本市における地域包括支援センターは、現在、日常生活圏域6圏域に対して4箇所設置しており、今後の高齢化の進展を踏まえ、平成29年度以降のできるだけ早い時期に、1箇所の増設を予定しています。なお、地域包括支援センターは、全て社会福祉法人に委託しており、引き続き委託を行っていきます。
地域福祉課	③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとし介護報酬単価は、提供するサービス内容に相当する額での単価設定と考えております。	
介護保険課	④介護・福祉労働者を充分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。	適正な賃金・人材、労働条件を確保するために介護報酬単価が設定されていると理解しておられますので、この基準を超えて財政的な支援をすることは考えておりません。研修については、介護職員の質の向上のため、事業所の介護職員を対象とした研修を実施しております。
地域福祉課 介護保険課		

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書【回答】

（3） 個別的見解	
介護保険課	①総合事業移行にあたっての考え方 ★ア・総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用する要支援者の実態を実態の把握には努めてまいります。なお、期限を区切った卒業を押し付けるというような考えはありません。
介護保険課	十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはないでください。 利用者の皆様が選択できるサービスの幅を拡大するという点から「緩和した基準によるサービス」は総合事業の中での導入を予定し、検討を行っています。
介護保険課	★イ・指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。 住民がランティアの皆様のご協力をいただきよくサービスについても検討をしておりますが、押し付けるような指導を行ういうような考えはありません。
介護保険課	サービスについてには、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民がランティア等への移行を押し付ける住民がランティアの皆様の希望に基づく選択を保障していただく方向で考えております。
介護保険課	エ・総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民がランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乗せて新たにサービス、資源を作りたいという基本方向を堅持してください。 ②介護保険利用の際の手続き
介護保険課	★ア・介護保険利用の相談があつた場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」に基本チェックリストと要介護認定申請につきましては、その方の身体状況や望まれるサービス内容を含め総合的に判断し、ご案内させていただきます。
介護保険課	イ・ケアマネジメントについては、現行の予防給付同様、居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。 ③総事業費の確保と必要な補助（助成）
介護保険課	ア・サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当する振り分けを行わず、要介護認定申請を受けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。
介護保険課	イ・地域づくりの推進に対する必要な経費の補助は、総合事業に限らず関係各課で財源につきましては、介護保険料、利用者の見込み、サービス内容と単価を勘案しサービスの抑制にならぬよう検討しております。
介護保険課	ア・サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。 イ・住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください、「助け合い」活動にかかる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助（助成）を行ってください。
地域福祉課	ア・ひとり暮らし、高齢夫婦などの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。 高齢者世帯を対象に栄養保持や安否確認を行う配食サービスを平成24年度から週3回から週5回へ拡充し、緊急通報装置の設置や家事援助員の派遣等の生活支援施策を実施しています。

地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 介護保険課	<p>高齢者の外出支援としては、車いすリフト付き車両や寝台装着車が必要な在宅で介護保険要介護認定3以上の方に対し、1時間又は20kmまでを基本利用分とした9割を助成しています。また、巡回バスについては、65歳以上の方の料金は無料です。</p> <p>現在、障害者の外出支援としては、身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方に対して、タクシーの基本料金又はガソリン代の補助をしています。また、巡回バスについては、手帳所持者全ての方が付き添いの方1名とともに無料で乗車できます。</p>
地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 介護保険課	<p>高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。</p> <p>60歳以上の高齢者のみが無料で利用可能な老人福祉センターを市で設置しています。</p>
地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 介護保険課	<p>現時点で、パリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。</p> <p>②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。</p> <p>③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。</p>
地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課 介護保険課	<p>配食サービスについては、平成24年度より週3回から週5回へ拡充しています。自己負担額（300円/食）の引き下げは現在考えていません。なお、会食方式を実施する団体に対しても間接的に助成（いきいきサロン）を行っています。</p> <p>住宅改修費の受領委任払い制度は実施しておりますが、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度の実施には、他格が低廉ということもあります。現時点では、考えておりません。</p>

（5）主な施策拡充について	
監査課	介護保険課
介護保険課 ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	身体等の状態により、該当とされる方を障がい者控除の対象として、個別に認定書を送付しています。従いまして、現時点ですべての要介護認定者を対象とは考えておりません。
介護保険課 ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定申請書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	身体等の状態により、該当とされる方には個別に認定書を送付していますので、すべての要介護認定者に自動的に個別送付することは考えておりません。
監査課	監査課
監査課 ②生活保護について	<p>★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いただけ」「など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が扶養義務者への通知や報告の求めについては、扶養義務の履行が可能であることが明らかである人に限るために関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。</p> <p>③国による生活保護費の引き下げに対する費用削減・国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起らぬよう措置を講じてください。</p> <p>④ケースワーカーなど専門職員を増む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行なうようにしてください。</p> <p>⑤弱者の生存権侵害につながりかねない 警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。</p>
福祉総務課	<p>★⑥生活保護困難者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に届らず生存権保障を重視してください。</p> <p>★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不必要な感覚や軒居が起らないようにしてください。当事者がが望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勧奨は厳に慎んでください。</p> <p>★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。</p> <p>★⑨重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難な人には、ケースワーカーによる訪問調査により生活実態の確認に努め、そのうち特別基準の適用が必要と認めた場合は、められる人に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。</p> <p>★⑩冬季加算が適用されることで、支給される冬季加算の減額を回避してください。</p>

Ⅲ. 他の税収・課税特例への対応		監督
①徴税は自治体の業務であることをふまえて、愛知県市町村は今後とも参加しないでください。	①徴税は、滞納者の増加を防ぎ、自主財源の確保と滞納額の縮減を目指し設立されただものです。この議論は、滞納者への直接徴収の効果及び滞納を許さない機運を図るため、その上での納税相談の確立を図ります。	収税課
★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた島取県の処分を遡法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換地の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた島取県の処分を遡法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押には、法令を遵守し実施しております。また、未納のある方には納税相談の中で生활実態等の把握にあたっては、適切な事務処理を進めています。	収税課
④重複の課税について	国が財政支援を求める意見書・要望書の提出は考えておりません。この議論は、国保の抜本的な財政基盤の強化を図るために、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現しながら、市町村の財政支援が実施されます。また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営をすることとなっています。	監督
★①国の財政支援を根本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現します。	一般会計からのその他繰入金(法定外繰入金)は、平成26年度実績で約8億円となっております。この議論は国保の加入者以外の市民の方にも負担を強いるものであり、健全な財政運営とはいえません。したがって、一般会計からの繰入金を増額することによる保険税の引き下げは考えておりません。	保険年金課
★②保険料(税)について	一般会計に於ける減免要件は「前年中総所得金額等が400万円以下の場合で当該年の総所得金額等が前年所得の10分の7以下になる場合で、かつては200万円以下に減少すると認められる場合」と規定しております。ただし、当該年中の総所得が200万円以下に減少せん。なお、非自発的失業者について給与所得を30／100とする軽減措置を平成22年度より実施しております。	保険年金課
★③保険料(税)滞納者への対応について	資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、長期に保険税を滞納している方との面談や、納稅相談等を行った方が望ましい状況ではあります。この議論は、国保財政の運営には是正するべきことですができない状況であることを子ども本人・母子家庭・障害者等の福祉施設受給者の被保険者である世帯には交付しておきません。また、保険証については受け取りのなかっただけでなく、再度通知文を送付し、受け取りの勧奨をしております。	保険年金課
ア. 資格証明書の発行をやめ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	ア. 資格証明書の発行をやめ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。また、納付がない場合でも医療機関にかかる必要がある方は証明書を交付しております。	保険年金課
イ. 滞納者に對し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があつても施行規則第1条を発行する場合でも、有效期は最低6カ月としてください。	イ. 滞納者に對し給付の制限は実施しております。また、納付がない場合は証明書を交付しております。	保険年金課
ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納していく世帯には正規の保険証を交付してください。	短期保険証の交付を定めております。この取扱については、税負担の公平性の観点より適切な運用であるとした有効期限です。	保険年金課
エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徵收	保険税の未納がある方に對しては納稅相談をする機会を設けており、その中で生活実態の把握に努め、その上で支払い可能な額での分納契約等の手続きを実施しております。なお、無保険者の調査は実施しておりませんが、無保険者の生活実態等の状況も勘案しておきます。また、社会保険離職者や販入者への届出案内等を実施しております。	保険年金課
エ. 差押されなど制裁行政をしてください。また、無保険者の調査を実施してください。	平成27年4月1日より、事業の休業止、失業その他の理由により収入激減となり、一部負担金の支払が困難となる方に対する減免を拡充しました。また、現行の一部負担金制度の周知につきましては、市ホームページ等にて行っております。	保険年金課
④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1・4倍以下の世帯に対しても実施してください。	④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1・4倍以下の世帯に対しても実施してください。	保険年金課

5. 機関について	回答
保険年金課 ★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	現行制度の維持に努めてまいります。
保険年金課 ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	平成20年4月から保険診療にかかる入院・通院の医療費無料制度を15歳年度末まで現物給付で拡充したところであり、18歳年度末までの拡大は現在のことろ考えておりません。
保険年金課 ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気に広げてください。	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院とも全疾患病を対象といたします。
保険年金課 ④国に対して、福祉医療助成に対する国庫の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り現物給付による子どもの医療費助成に対する国庫の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じて行っているところです。	現物給付による子どもの医療費助成に対する国庫の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じて行っているところです。
こども政策課 ⑤子育て支援などについて	ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活や自立、貸付などに関する相談などを行っています。また、ハローワークと連携し、対象に応じた自立支援プログラムの策定事業を実施するとともに高等職業訓練促進費の支給などの就労支援や愛知県の母子・父子・寡婦扶養金貸付制度を活用した修学や修学や修業支援を行っています。本市といたしましても、国、県及び他の市町村を踏まえつつ、関係各課と連携し必要な施策を調整・研究してまいります。
学校教育課 ★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの食困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。	ひとり親家庭の自立を支援するため、母子・父子自立支援員を配置し、生活や自立、貸付などに関する相談などを行っています。また、ハローワークと連携し、対象に応じた自立支援プログラムの策定事業を実施するとともに高等職業訓練促進費の支給などの就労支援や愛知県の母子・父子・寡婦扶養金貸付制度を活用した修学や修学や修業支援を行っています。本市といたしましても、国、県及び他の市町村を踏まえつつ、関係各課と連携し必要な施策を調整・研究してまいります。
学校教育課 ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。	生活保護基準に市独自基準を加算して生活保護基準を1.3倍した額を日安としているところであり、現時点で見直しの考えはありません。また、市広報及びホームページを通じ、年度途中でも申請ができます。
学校給食課 ★③憲法による義務教育は無償の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。	学校給食の材料代の対価として保護者に負担していただくものではありません。給食未納の児童・生徒の保護者に対する支給内容については、国基準に準じて実施しています。
学校給食課 ★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受けける保育に特徴がないようにしてください。	家庭的保育事業等の職員配置基準における保育士と限定しておられます。また実際に27年度より認可した小規模保育施設に特徴があるなど保育園と保育の格差が生じないようにしてあります。
こども政策課 ⑤児童虐待や“いじめ”的な早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにはカウンセラーなど専門職を配置してください。	虐待予防・防止策については、広報、ホームページなど、様々な媒体・機会を通して虐待防止の啓発を図っております。また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の情報共有、連携のもと児童虐待予防対策に引き続き努めてまいります。
こども政策課 ⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。	若い世代における賃貸物件のみならず、戸建てや、マンション等を購入しローンを抱えながらの生活実態があるなど公平性の観点で問題があり、現時点での実施は考えておりません。
保健センター ⑦妊娠婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	妊娠の無料健診制度については、平成21年1月27日以後、国の示した健診内容で、現在のところ実施する考はあります。なお、産後健診については、現在のところ実施する考はあります。

回 答	
番号	ア、障害者・児童等の福利について
地域福祉課	①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
地域福祉課	②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。
地域福祉課	③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。
保健センター	④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。
地域福祉課	★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。また、障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険相当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。 ★介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、「障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。
地域福祉課	⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。
地域福祉課	★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助し相談支援事業については、市内事業所に業務委託し、事業所から業務量のヒアリングを行うなど適切な人員配置及び運営に努めています。
回 答	
番号	イ、予防接種について
保健センター	①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。
保健センター	★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。
保健センター	③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、平成23年10月から全額助成を実施しています。また、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、現在のところ助成制度を設ける考えはありません。
	任意予防接種である高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成21年6月から75歳以上を対象に1回限り5,000円の助成を実施。平成22年度より対象年齢を75歳以上から70歳以上に拡充して実施しています。また、定期接種となるない70歳以上の方に対する助成事業を経過措置として5年間継続して実施しますが、現在のところ増額する考えはありません。
	風しん抗体検査の結果、風しんワクチンの接種が必要と判断されたものうち、妊娠を希望する夫婦及び妊娠している女性の配付費者に対して、平成25年7月から全額助成(予防接種費用)を実施。平成27年度においても継続して実施しております。

〔2〕既に実現・既に生じたに、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	
福祉総務課	①消費税増税を中止してください。 ②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。
保険年金課	③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改革をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために、介護・福祉サービス提供の低下を防ぐとともに、介護事業が持続的に運営され、介護報酬が設定されるよう他市の動向を参考にしながら判断していくと考えます。
介護保険課	④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国庫の国庫負担金減額の廃止については、関係機関を通じ行っています。
保険年金課	⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行はず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

## 介護・福祉・医療など社会保障についての陳情書【回答】

2015/9/18

2. 球根に付する意見書・要望書		回 答
担当課	(1) 公共医療機関について	
保険年金課	①子どもたちの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については、平成26年10月診療分より、入院・通院とも全疾患を対象としています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	後期高齢者の方の医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費を負担していただきることは、必要であると考えます。後期高齢者福祉医療費制度の対象拡大については、現在、県下各市の動向を見ながら判断していくたいといど考えています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していくたいといど考えています。
担当課	2. 球根に付する意見書・要望書	回 答
担当課	(2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために	
保険年金課	①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	平成26年度から財政難により県単独の補助金は廃止となりました。意見書・要望書の提出については、県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えております。
市民病院 総務課	②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定においては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。	地域医療ビジョン策定にあたり、尾張北部医療圏に必要となる病床機能の把握に努めているところであります。意見書・要望書の提出は考えておりません。
担当課	2. 球根に付する意見書・要望書	回 答
担当課	(3) 死亡の届出の際に支給される葬祭費について	
保険年金課	①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。	県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	②一部負担金減免について、生活保護基準の1・4倍以下の世帯も対象としてください。	県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。
保険年金課	③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。	当市では、死亡の届出の際に、葬祭費の支給についてお知らせしています。なお、意見書・要望書の提出は県下各市の動向をみながら判断していくたいと考えています。